

「地域主義」に対する批判（上）

——玉野井芳郎氏の所説について——

杉野 圀 明

目次

はじめに

第一節 地域主義の定義

第二節 地域主義提唱の背景

第三節 地域主義の具体的施策

第四節 「地域分権」論に対する批判

第五節 「市場なき経済」論に対する批判（以下次号掲載）

第六節 「広義の経済学」に対する批判

第七節 「地域主義」の本質について

はじめに

わが国における最近の政治経済思潮として、第三次全国総合開発計画の「定住圏」構想をはじめ、「田園都市構想」や「地方の時代」など、地域経済の振興、発展にかかわったためざましい動きがある。こうした状況を反映してか、「地域主義」という言葉もまた昨今では一種のブームをかたちづくっている。⁽¹⁾

「地域主義」に対する批判（上）（杉野）

われわれは、「地域主義」を主張している論者の一人、杉岡碩夫氏の所説については科学的な検討を加え、氏の「地域主義」が問題意識としては正しく設定しながらも、その内容は、「全く中味のない空虚なものであり、しかも観念的で形式的なもの」⁽²⁾でしかなく、「反動的な地方自治再編に手をかす」⁽³⁾危険性があることをすでに指摘しておいた。

この杉岡氏とならんで積極的に「地域主義」を主張している論者に玉野井芳郎氏がいる。玉野井氏は、論証を抜きにした随筆風の文章でその才をあらわしているが、「地域主義」の主張もまた同じような論調で展開されている。その論調はともかく、玉野井氏の主張の中には「地域」視点を導入した広義の経済学の提唱や、独自の「地域主義」にもとづく地域経済の振興政策の提起がみうけられる。これが、社会的にも一定の影響を及ぼすとなれば、杉岡氏のばあいと同様に、社会科学の立場から一定の検討を加えざるをえない。その意味で、本稿はたんなるイデオロギー批判にすぎない。しかし、このイデオロギー批判は地域経済問題にかんする科学的社会主義の擁護とあわせて、地域社会における現実の住民運動に対して一定の影響をもっている。というのも、いまや構造的不況と大量失業の中で、地域経済は困窮の極に達しており、それだけに地域住民の生活と権利を守り発展させていくことはきわめて重要であり、そのためには科学的で民主的な地域経済政策の積極的な提唱が緊要の課題となっているからである。

本稿では、玉野井芳郎氏の主張する「地域主義」が現実の地域経済を振興・発展させていく内容のものであるかどうか、つまり、科学的で民主的な地域経済政策の策定に有用かどうかの検討を行なう。その検討の結果、玉野井氏のいう「地域主義」の本質やその社会的評価も明らかになってくるであろう。

ちなみに、玉野井氏の「地域主義」については、『文明としての経済』、『地域分権の思想』、『エコノミーとエコロジー』、『地域主義』、『地域主義の挑戦』、という五冊の文献に依り、また「広義の経済学」との関連では、『自然と人間のための経済学』、『地理』(一九七八年十月号)の二冊を補足的に検討したことをあらかじめ記しておく。

(1) 地域主義に関連する文献は、拙稿「地域主義なるものへの批判」(『立命館経済学』、第二七巻第五号、一九七八年)で、ひととおり紹介しておいた。その後本稿に登場する文献以外には、清成忠男『地域主義の時代』(『東洋経済新報社』、一九七八年)が体系的な内容をもって登場してきている。もっとも清成氏のものに対しては井手義則「現代中小企業論における「地域主義」視角」(『産業労働研究所報』(第七〇・七一合併号、一九七八年)がある。なお、問題意識はやや異なるが、国際経済学会機関誌『国際経済』(第二八巻)はその主要テーマを「自由貿易と地域主義」としている。また『朝日ジャーナル』(一九七九年四月六日号)は、「地方の時代の日本の現実」を特集テーマとし、『週刊東洋経済』(近代経済学シリーズの第四八号)は、「地域主義の挑戦」と題して臨時増刊号を出している。なお、「地方の時代は来るのか」をテーマとして扱っている『VOICE』(一九七九年五月号)では、黒川紀章・山崎正和両氏の対談による「新「地域主義」の創造」が掲載されている。

(2) 拙稿「地域主義なるものへの批判」(『立命館経済学』、第二七巻第五号)、三二二ページ。

(3) 同前、三六ページ。

(4) 『文明としての経済』、玉野井芳郎編集、潮出版社、一九七三年。なお、この書物の中では、玉野井氏の「国家と経済」をとりあげた。

(5) 『地域分権の思想』、玉野井芳郎著、東洋経済新報社、一九七七年。この書物では、「はしがき」をはじめ、「地域分権の今日的意義」、「集権から分権へ」、「著者にきく地域分権の構築」などの諸論文を対象とした。

(6) 『エコノミーとエコロジー』、玉野井芳郎著、みすず書房、一九七八年。この書物では、「エコロジーを求めて」、「ドイツ経済学の伝統」(空間と地域主義)などを対象とした。

「地域主義」に対する批判(上) (杉野)

(7) 『地域主義』、玉野井芳郎他編、学陽書房、一九七八年。この書物では、玉野井氏の「序 地域主義のために」だけを考察対象とした。

(8) 「地域主義の挑戦」、『週刊東洋経済』臨時増刊号、一九七九年五月号。玉野井氏は、この中で「可能性の経済体制の諸原理」という報告を行っている。

(9) 『自然と人間のための経済学』、中岡哲郎編、朝日新聞社、一九七七年。玉野井芳郎氏は「広義の経済学への道」を著している。

(10) 『地理』(一九七八年一〇月号)、古今書院。玉野井芳郎氏は、「経済学の転換と地域主義」を著している。

第一節 地域主義の定義

論点を明確にするために、あらかじめ玉野井氏による「地域主義」の定義をみておこう。

「地域主義」とは、政治上の特定の主義・信条を指すものではない。むしろ反対に……非政治的な市民文化の勃興 \surd をこそ目指すべきものであって、そこには、市場経済的「市民社会」を突きぬけた地平に登場するであろう新たな「市民」の再生が期待されているといっている⁽¹⁾。

「金^{カネ}や政治権力の優位する Machi の世界から、あらためて真の Recht (法と正義) の世界を復位させてゆく努力を開始しなければならない時代と考えられるのである⁽²⁾」。

また「地域分権の今日的意義」という別の箇所では次のように云っている。

「地域主義」とは、一定の地域の住民がその地域の風土的個性を背景に、その地域の共同体に対して一体感⁽³⁾をもち、地域の行政的・経済的自立性と文化的独立性とを追求することをいう⁽³⁾」。

玉野井氏は、「地域主義」を強く主張しながらも、いざその地域主義とはなにかということになると、余り多

くを語っていない。ここにかかげた三つの文章のうち、前の二つは『地域分権の思想』の「はしがき」からのものであり、第三番目の文章は「地域分権の今日的意義」のところにでてくる地域主義の定義である。

「はしがき」の文章にもとづくかぎり、玉野井氏による「地域主義」とは、「政治上の特定の主義・信条を指すものではない」という誠に奇妙な「主義」となっている。日本語で「主義」という以上、それは一定の思想・信条をあらわすものであり、とりわけ「社会」と関係のある「主義」であれば、政治的にみても特定の「主義」とならざるをえない。玉野井氏のばあいにも、その政治姿勢としては「市場経済的「市民社会」を突きぬけた地平」というように社会変革の方向がうちだされているのである。

だが氏の文章には多くの曖昧さがある。氏のいう市場経済的「市民社会」が、資本主義社会であるかどうか不明確であるけれども、現代社会であることはまちがいあるまい。とすれば、この社会を突きぬけた地平（社会）とは、なにかが変化した資本主義か、あるいは社会主義社会であろう。いずれにせよ、玉野井氏のいう「地平」という表現は文芸的であり、その内容はあいまいである。したがって現代社会のどこに矛盾があり、この矛盾をどう止揚するのかという肝心な点は不明確である。だから、「新たな「市民」の再生」と玉野井氏がいったところで、どのような市民がどのように再生していくのか、全くあいまいである。

続く文章では、このあいまいさがやや具体的にになる。つまり、玉野井氏のいう「新しい地平」とは、なんと「真の Recht（法と正義）の世界」ということなのである。ここで「真の」という便利な言葉が用いられているが、階級社会であるかぎり超階級的な「真」は存在せず、ここでもなお曖昧さがつけ加わるのである。このようにみてくると、冒頭の「はしがき」における玉野井氏の「地域主義」というのは、現実社会との関連で考えると

き、きわめて曖昧な「主義」なのである。

ところが、「地域分権の今日的意義」でいわれている「地域主義」は、これとはややニュアンスが異なってくる。登場するのは、地域共同体に一体感を持ち、かつ個性のある風土を担った地域住民であり、その追求すべき目標は「地域の行政的・経済的自立性と文化的独立性」となっている。「はしがき」と「地域分権の今日的意義」の箇所では「地域主義」がどう関連するのか、玉野井氏ならでは明確に説明することはできないが、両者のあいだには明らかに論理次元の差異があるように思われる。すなわち前者では、市場経済的「市民社会」や「金や政治権力の優位する Macht の世界」から「抜き出て」、「新しい地平」や「真の Recht(法と正義)の世界」へに至ることが問題であった。つまり、抽象的にはあるが、政治社会の変革が体制的な視角から主張されていたのである。ところが後者になると、「地域住民」が「風土的個性を背景に、……地域の行政的・経済的自立性と文化的独自性」とを追求するだけにとどまってしまうのである。あえて両者を共通項的に整理するならば、新しい地平に生きる新しい市民とは、地域の風土的個性を背景に、地域共同体に一体感をもった地域住民のことであり、「法と正義の世界」とは、「行政的・経済的自立と文化的独自性」を有する地域社会ということになる。

ここで、われわれとしては、「はしがき」における抽象的であまいな「地域主義」の定義よりも、やや具体化された内容をもっている後者の定義について検討していく方が適切だと考える。

ところで、この後者の定義も丹念に検討すると、そう単純に理解できないことがわかる。まず、用語からみても、「地域の風土的個性」や「地域の共同体」、「行政的・経済的自立性」、「文化的独自性」などというむづかしい言葉が続出してくるからである。もっともこれらの諸概念は、それ自体としては感性的に理解できるとしても、

「社会」とりわけ現代の資本主義社会を念頭において把握しようとするれば、むづかしくなるのである。

まず、「風土的個性」というばあい、「風土」とはなにかということが問題となる。これを「土地の状態、即ち、気候・地味など」という捉え方だけでなく、風土という概念にはもっと広く、地域の社会状況や人間情緒などの諸要因も含まれているとすれば、その地域がもつ一般的性格と特殊・個性との区別をどう把握するかが問題となる。つまり、地域の特殊性個性を「背景」にするといつても、現代資本主義という生産様式が支配的な社会において、この特殊個性を生かす必要性やその方向については、なお玉野井氏の主張にはあいまいさがあるのである。それだけに、われわれの理解も困難となるわけである。

次に、「地域の共同体に対して一体感をもち」という文章も難解である。この文章であれば、地域にはどこにでも「共同体」が存在しているかのようになるが、はたして現代の日本資本主義社会でそうであろうか。現代資本主義社会における共同体的諸関係は体制的にはほとんど消滅しているといつてよいであろう。農村における共同体的な関係が社会的な関係としていまなお残存しているばあいでも、その諸関係の基底にあるものは、資本主義的な生産関係なのである。だから、玉野井氏が「地域の共同体」というときに、なにを具体的な内容としているのかわからない。ましてや、この共同体に対して「一体感をもち」などというに至っては、ほとんど理解することができなくなる。つまり、共同体というものがかりにあったとしても、その共同体の諸関係には直接入り込まず、ただ感覚として「一体化」するものであるから、「地域主義」は、共同体的関係にある地域住民とは異なった第三者的立場にあることになる。もしかりに、その地域住民が共同体的関係にあるならば、嫌応なしに「一体感」をもたざるをえないからである。

さらに問題として残るのは、「政治的、経済的自立性」および「文化的独自性」についての検討である。もともと政治的、経済的自立性というのは、政治的、経済的従属性に対比される言葉である。だから、現代の「地域」がどのように政治的、経済的に従属しているのかを明示しなければ、その自立の方向も正しく策定することはできない。文化的独自性についても、どこに現代の日本文化の問題があり、その対応策としてなぜ地域の独自性が特別に「地域主義」というかたちで問題提起されねばならないのであろうか。おそらく「地域主義」をめぐることは、このあたりが議論をすすめていく一つの道標となってくるであろう。

以上、われわれは玉野井氏による「地域主義」の定義をみてきたわけであるが、氏による定義はきわめて抽象的で曖昧であり、それを理解するにはいろんな困難さをもっていた。この困難さは、「地域主義」の定義だけを先取りして検討しはじめたということにも起因している。したがって、われわれは玉野井氏の「地域主義」の定義を検討するなかで不明確であった論点、すなわちなぜ「地域主義」を提唱しなければならないのかというその背景について探っていくことにしよう。そのことが逆に玉野井氏による「地域主義」の内容をより詳しく理解することができると思われるからである。

(1) 玉野井芳郎『地域分権の思想』、前出、iiiページ。

(2) 同前。

(3) 同前書、七ページ。

(4) 『広辞苑』、新村出編、岩波書店、一九一七ページ。

第二節 地域主義提唱の背景

玉野井氏は、地域主義を提唱する中で随所に「地域分権」⁽¹⁾という要因を重視している。氏の問題意識の出发点も、この「地域分権」に求めることができる。玉野井氏は一九七三年の段階では、日本経済の高度成長を反省しつつ次のように述べる。

「公害問題の解決をはじめ、環境をふくめた社会福祉の増進をめざして、公共経済が最も有効に展開されねばならない。そのための制度上の措置として、……集権的行政システムの分権化という問題が今日提起されているのである。このような考察はとりもなおさず国家形態についての反省につながってゆくことになる」⁽²⁾。

「(国民生産の——杉野) 量的拡大の時代が終わりを告げ、経済のフロー量とともに、ストックの配分とそのあり方が問題となり、公共経済の展開が時代の主題となつていふにつれて、あらためて地方制度の改善と改革が焦点の急を告げるにいたつていふのである」⁽³⁾。

氏のいわんとしていふことは、高度経済成長期においてネックとなつた社会資本を含むストックの配分問題を解決するために、あるいは公共経済の効率化のために行政システムの分権化が必要になつてきたということである。これは独占資本がその蓄積を容易にするための論理だとも理解できる。したがつて、公害や環境破壊をふせぎ、あるいは社会福祉の増進をはかる手段として公共経済を効率化させることがどれだけ有効であるかという点については疑問の余地がある。つまり、ここでいう公共経済の効率化という言葉の内容は、おそらく資本主義社会でも社会主義社会においても存在する間接的生産手段や社会的な生活手段の効率化の充用のことであろう。もし、そうだとすれば、それらの社会的存在形態とその社会的充用の仕方は二つの社会体制のあいだで当然に異なるで

あろう。さらに資本制生産のばあいには、こうした「社会資本」の効率的充用が、独占資本の蓄積や地域住民の生活と権利にどのような影響を及ぼすかを明らかにする必要がある。独占資本の蓄積のための「効率化」ではなく、この暴力的な蓄積衝動を民主的に規制し、地域住民の生活と権利を守り発展させていくような地域経済の、「あり方」が現代の日本で、また各地域で問題になっているのである。

ここでは、玉野井氏の議論をそのまま黙過するとしても、氏が意識しているもう一つの問題、すなわち公共経済の効率化が行政システムの地域分権化によって有効になるかどうか、疑問のあるところである。つまり、玉野井氏の論理でいけば、公害や環境破壊あるいは社会福祉が増進しない原因を資本制生産に内在する諸矛盾ではなく、中央集権的な行政システムに求めることになる。實際上、こうした論理を玉野井氏は問題意識としており、それらは「国家と経済」の副題が「中央集権に対するたたかい」となっていることや次の文章にもそれが視える。

「社会主義も、古典的な『セントラリスト・インファンヤリズム集権的社会主義』から出発して、一九五〇年代以降は市場的分権化を部分的に導入するいくつかの社会的実験を重ねてきている。⁽⁴⁾」

「ここでは(中国——杉野)、……史上初の『地方分権的社会主義』への道が志向されていて、それが意識的にソ連型社会主義に対置する体制をとろうとしている。⁽⁵⁾」

これら二つの文章からも視えるように、玉野井氏は、資本主義でも社会主義でも、「中央集権」から「地方分権」への移行は必然だとしている。つまり氏は、比較経済体制論の立場からも、この地方分権化をとりあげ、その体制の根本的差異を抜きにして現象的にとりあげるのである。

われわれはそのような単純かつ皮相的な見解はとらない。しかし、この点はのちに検討することにして、ここでは玉野井氏のいう「地域分権」が提起される背景をもう少し探ってみよう。

一九七六年になると、玉野井氏は、地域分権を提唱する理由として二つあげている。

その一つは、最近における学問の動向である。具体的には、「公害問題の解決に光を投げかけている生態学が、いまや地域社会の環境と景観を考えるうえに不可欠の学問となってきた⁽⁶⁾」ということと、「最近のヨーロッパ歴史学界で地域史の研究が続々と出揃ってきたことも注目される⁽⁷⁾。」という二つをあげている。

ところで、生態学や地域史の研究発展がなぜ「地域分権」の提唱につながってくるのかということについて、氏はこれを論理的に明確にされていない。少くとも公害や環境破壊との関連から云えば、地域における社会経済的な諸矛盾の爆発こそが、こうした諸科学の研究を促進させたのであるし、また行財政面においても、こうした現実の諸矛盾を前にして、地域住民の運動や地方公共団体の民主的な諸施策がとられるようになってきたのではあるまいか。学問研究の動向はこうした現実面の一つのあらわれではない。ただし、こうした学問の内容が、独占資本の強蓄積を擁護するものであるか、それとも地域住民の生活と権利を守る立場にあるものであるかどうかは、また別の問題である。

玉野井氏は、第二の理由として、EC諸国の最近の動向をあげている。

「現にヨーロッパでは、既存の「枠」から一段と基底の「地域」に問題の解決を求める社会的実験が試行されていることである⁽⁸⁾。」

この問題はかなりの複雑さをもっている。つまり、EC諸国における「経済地域」や「文化地域」は、諸国家

の歴史の再編過程や国境の変更などの歴史的経緯をふまえて複雑にからみあっている。この複雑さは、E C 諸国の経済統合をすすめていくばあいに国民経済という枠の中ではとうてい処理できない問題を生じせしめる。と同時に、「地域」住民の経済的要望や要求をとり入れた施策の展開が、E C 諸国間で問題となる。したがって、E C 諸国間の問題が、たんに「地域」視点を導入するだけで解決できるといふようなものでもない。かりに、玉野井氏が指摘するようにE C 諸国でこうした問題があるにしても、はたしてそれが「地域分権」の提唱とどう関連するかは明確ではない。つまり、「地域問題」が重要になってくるとしても、それがそのまま「地域分権」につながることはないからである。

さらに氏は、「地域分権」を提唱する背景として不況下における人口の地方Uターン現象をとりあげている。

「もしも人口Uターン現象が恒常化し、それとともに地域の経済が自立する方向へと発展するようなことでもなれば、これこそ歴史を動かすような社会的実験がはじまったことを意味することになるであろう。」⁽⁹⁾

「構造的不況」といわれた現在の日本資本主義の不況は、その期間の長さ⁽⁹⁾と深刻さにおいて歴史的にも未曾有のものであった。失業者は一九七八年度平均で一三五万人の多きに達し、企業倒産は続出した。失業者をはじめ一時帰休者や新学卒者は大平洋ベルト地帯以外の地方でも職を求めて歩きまわった。そのことが人口のUターン現象となってあらわれた。しかし、地方の経済もまたその例外ではなく、不況の嵐の中にあり、「不況地域」が数多く指定されている。地方の諸産業も決して活況にあるとはいえず、文字どおり「構造的」不況のさなかにある。こうした状況をふまえて、氏は「地域分権の時代」はようやくやってきたのである。⁽¹⁰⁾と把握するのである。

なるほど氏は、地域の経済が自立する方向へと発展するようなことになればという条件を付しているが、人口のUターン現象と地域経済の自立化とは直接結びつくものではない。しかも地域経済の自立化が、地域の独自の再生産構造の形成という意味であれば、こうした実体が今日の日本ではほとんどみられない以上、「地域分権」の時代が到来したという氏の判断は、余りに性急だといわねばならない。

さらに一九七七年になると、玉野井氏は人々が「地域」に関心をもつようになった理由を次のようにあげている。

その一つは、市場経済の中では容易にかたつかない問題が沢山でてきたという背景であり、その具体例として環境問題をあげている。⁽¹¹⁾ その第二は、「市場経済が絶対的なものではなくて、市場のない社会も考えなくてはならない方向に向かっている」ということになる、国民国家というものをどうとらえなおすか」という問題意識である。国家概念を相対的に捉えなおすという点について、氏は「nation-stateと同時に、Countryを重視しなければなりません。」⁽¹²⁾ としている。

人々が「地域」に関心をもつことと、「地域分権」を提唱する背景とは同じではないが、ここで「地域分権」を提唱する社会的背景がはじめて明らかにされるのである。氏による地域分権（地域主義）提唱の背景は、すでにみてきたように時期によってかなりの変化がみられる。しかし、この点については「思想の発展過程」と見做せば、ここであえて問題にすることもあるまい。注目すべきことは、玉野井氏による地域分権思想の社会的背景が、「市場経済」の絶対性の否定にあるということにある。玉野井氏という「市場経済」が資本主義経済であるかどうかはなお不明確であるが、少くとも現在の日本資本主義経済を念頭においていることは確かであろう。と

すれば、この資本主義社会における基本的矛盾がなんであり、それが特殊・個別地域における社会経済的矛盾としていかに発現しているかを分析していけば、公害や環境破壊、あるいは社会福祉の不十分さなどの原因が明らかになるであろう。しかしながら、こうした諸問題は「市場経済」という枠の中では取り扱えないのだというところが玉野井氏の主張であるから、問題は別のところに存在することになる。つまり、資本主義という枠の中であっても、市場経済以外のなんらかの手段でそれらの問題を解決できるという方向が氏によって示唆されることになるからである。

この点では氏の第二の指摘が、その明確な方向内容を与えることになる。ここで氏は「市場のない社会」という表現を用いて、資本主義を止揚した新しい社会を想定しているかのようにみえる。科学的社会主義の立場にたつて、歴史の発展の法則をふまえるならば、この新しい社会は当然のこととして社会主義社会か共産主義社会でなければならぬ。ところが氏によれば、これまでもみておいたように中央集権型社会主義体制でも問題は解決しないという「論理」であるから、つまるところ「国民国家」という資本主義国家の「国家形態」に問題を求めざるをえないのである。ただし、氏が「国家形態」というのは、国家機構の形態であつて、国家権力の構造形態ではないことに留意しておかねばならない。だから、玉野井氏のばあい、資本主義の権力構造にはいっさいふれることなく、したがつて国政革新などの問題意識を欠落させたままで、資本主義体制を前提としながら中央集権的な「国民国家」(Nation-State)と対比するかたちで「Country」をもちだしてくるのである。氏はこの「Country」(地域とか地方)の独自性を重視すべきだとして、「地域分権」をふまえた「市場のない社会」へと指向するのである。

このようにみえてくると、玉野井氏による「地域主義」の提唱は次のような背景にもとづくものだと要約することができよう。つまり、現代の「市場経済」では、中央集権的社會主義も含めて公害や環境破壊などを防ぐことができないということ、および市場経済である国民国家という国家形態が問題となってきたという二つの社会的な背景がそれである。この二つを背景として玉野井氏は「市場のない社会」という方向を考えて「Country」に重点を置いた地域分権が指向され、公共経済の効率化が計られねばならないという「地域主義」を提唱するのである。

だが、この背景については玉野井氏自身が捉えた「背景」であって、その背景の捉え方には大きな問題がある。第一に、「市場経済」の中では公害や環境破壊などの問題がなぜ容易にかたづけられないと考えるのか、第二に「地域分権」をしたばあい、そうした問題はどうかと解決できるのかという具体的内容が明らかにされていないことである。そのかぎりにおいて、氏の「地域主義」の背景は、いわば氏が主観的に設定した背景でしかない。

現代の地域住民がもっともきびしいかたちで当面している経済的困難は、失業、倒産、低賃金、営農・営業の不振などであり、総じていえばその生活苦にある。したがって地域経済の振興政策も、かかる現実を背景としたものでなければならぬし、具体的には独占資本の暴力的蓄積運動を民主的に抑制しながら、地域住民の生活と権利を守り発展させていくための政策が策定されねばならない。公害や環境破壊についても、この視点から問題の解決が立てられるべきであるし、多くの地域住民運動や革新自治体もまたその方向での努力が積みかさねられてきている。こうした社会的現実にはふれず、たんに「公共経済の効率化」という氏の主観的な「地域主義」の背後にあるものは、客観的には独占資本の蓄積論理でしかない。したがって、「地域主義」の具体的施策も、そ

のようなものにならざるをえないであろう。その検討は次節以降で行うことにする。

- (1) 玉野井氏の「地域主義」は、一定地域の住民が行政的・経済的・文化的な自立性を追求することを意味し、そうした広義の内容をあらわす用語としては、「地方分権」よりも「地域分権」のほうが事態に適切な表現だとしている。『地域分権の思想』、前出、iiiページ参照。
- (2) 玉野井芳郎、「国家と経済」、前出、一二～一三ページ。
- (3) 同前書、四五ページ。
- (4) 同前書、一〇ページ。
- (5) 同前書、一一ページ。
- (6) 玉野井芳郎『地域分権の思想』、前出、八ページ。
- (7) 同前。
- (8) 同前。
- (9) 同前書、一一ページ。
- (10) 同前。
- (11) 同前書、五五ページ参照。
- (12) 同前書、五六ページ。

第三節 地域主義の具体的施策

本節では、公害や環境破壊、あるいは社会福祉の劣悪化の原因を玉野井氏がどう考えているのか、また氏の「地域主義」がこれをどう解決しようとしているのかを明らかにしたい。しかしながら、「原因」については、氏は「中央集権」と「市場経済」という以上にはならふれていない。これでは氏の「地域主義」からの施策としては、「地方分権」と「市場のない経済」を提唱するだけにとどまるであろう。玉野井氏自身も、「生態系の

脅威」について「マルクス経済学の表現を用い」ながら、「資本主義的市場経済はその内部でつくりだした資本の生産力をもはやそれ自身の市場的規模に従って処理できなくなった」と述べているにすぎない。だがこの文章は、資本制生産様式のもとで生産力と生産関係という基本矛盾が、生産と消費の矛盾としてあらわれ、資本の過剰生産が生じてくるということを述べたものである。したがって資本制生産が、あるいは同じことだが資本の蓄積運動が公害や環境破壊を必然的に惹起せしめるという「生態系の脅威」の原因について明らかにした文章ではない。これは玉野井氏に都合のよい文章理解であり、そうすることによって「市場経済」が生産力を処理できなくなり、「生態系の脅威」が生ずるといふ論理を補足するのである。つまり「市場経済」を強調して、「資本主義」という現代社会の生産様式がもつ基本矛盾を陰弊しつつ、マルクス経済学の表現を用いるのは誠にもって陰湿といわねばならない。

さりとて、玉野井氏がその観念的背景を離れて、現実の地域社会における経済的諸矛盾をはじめ公害や環境破壊などの問題を実証的に分析して、その原因を明らかにしているかといえそうではない。その多くは他人の文章を借り集めた寄せ木細工が、氏の理論的背景であり、しかもそれを歪曲して自己流に利用するという特技さえ披露してみせるのである。われわれが云いたいのは、現実には惹起している地域社会の諸矛盾を科学的に分析してその原因を明らかにしなければ、その正しい解決策の提唱はありえないし、また新しい理論の構築もありえないということである。したがって現実に対する科学的分析を抜きにして、観念的な社会的背景をもってする玉野井氏の提唱は、結局のところ抽象的なものか、観念的なものになるのではないかという危惧である。

第二の問題、すなわち「地域主義」の施策については、玉野井氏も随所で、かついろいろと閑説している。や

や煩しさをともなうが、それを年代順に列挙していくことにしよう。その中には、地域主義の理念とでもいうべきものも含まれているが、重複を避けながらこのさいそれも引用しておくことにする。まず、副題を「中央集権に対するたたかい」とする「国家と経済」（一九七三年）では、「地域主義の再生」として次のような提起がみられる。

「日本の国家体制において当面、補強を必要とする重要な部分はなによりも地方制度である、このうちとりわけ権限委譲をとおして自責の原則を確立することに力を注がなければならぬのは、市町村レベルの地方制度である。」⁽²⁾

「中央集権に対する闘いというのは、市民運動をも含む政治レベルでの社会運動だけをいっているのではないのである。空洞的な単一国家のなかで経済の量的拡大をひたすら目ざした従来のあり方を変えて、西ヨーロッパの市民社会に比肩しうる近代社会の経済的・行政的・社会的基礎の確立を目ざそうとする長期的性格の多義的な国民運動なのである。」⁽³⁾

「一点中心型から多中心型の社会への転換を旨として、集権力を縮減させる方向で分権的自治を確立してゆくことは、地域主義^{リジヨナリズム}の再生という百年の計からみて、歴史的に意味のある国民的課題と思われるのである。」⁽⁴⁾

われわれは、ここに引用した文章の内容についていろいろと問題点を指摘することができるが、それはさておいて、『地域分権の思想』（一九七七年）における氏による具体的施策の提唱をみてゆきたい。

「国民の巨大なエネルギーを今や東京から地方へと逆流させて、個性と多様化に満ちた国民生活を再生させる

ことこそ、現代日本の百年の計と考えなければならぬ。誤解のないように言いそえと、「地域分権」の立場から地方の意義を強調するといっても、いたずらに中央に盾ついたり反対したりするのではない。地方から欠落した地域的個性を再生させ、伝統と文化の地域差に満ちた多様性の中に新たな国民的統一を求めるといふ方向なのである。⁽⁵⁾〔地域分権の今日的意義〕

「青年層の離村をとどめるばかりか、呼びもどすことが可能となるような村づくりがあつてはじめて、小共同体の自治も本当に根を生やすことになるというものです。そのような村づくりは、地域の経済的自立をおいてほかにはありません。その意味では、農業を中心とする第一次産業は、何よりもまず地域の個性を示すような伝統的な在来産業と結びつく必要がありません。……そのためには農業、林業、水産業の生産物にさまざまな加工をほどこす小工業が、個性的な地域共同体の新たな意味での産業として導入され定着される必要があるように思われます。」⁽⁶⁾〔第一次産業の復位を〕

「このような地方の小工業の構築は、農村が生きてゆく道の一つだけではないのです。実は、現代の行きづまった都市の大工業に代わって、これからの社会が模索の積み重ねの上に築いてゆくであろう全く新たな意味をもった技術の世界であるかもしれないのです。」⁽⁷⁾〔第一次産業の復位を〕

「それ（中間技術——杉野）は、科学的基礎において根本的な欠陥のあることを暴露した巨大技術と異なつてなによりもまず人生態系に適合したものでなければなりません。その点で非資本集約的であり、小規模工場で使用に供されるような技術でありますから、それは青年にとってはもとより高齢者にとつても容易に利用できるものでありましょう。」

そればかりか、前にもふれた伝統的な在来産業の基礎上にこそ発展する性質のテクノロジ―でありまして、個性と伝承性を特性とするものということができます。……地場産業や地方産業は、このような「中間技術」を培養源とすることによって、おそらく新たな姿で生まれ変わることになるでありましょう。」⁽⁸⁾（「第一次産業の復位を」）

ここまでの引用文はすべて、『地域分権の思想』に拠るものであり、内容的にみてもかなり多様な側面をもっている。しかし、あえてここでは整理を行わずに、「地域主義」の施策について、玉野井氏が云っていることを列挙していこう。

「地方」は「中央」にたいして劣位の体制におかれている。……地域主義の問題意識は、そのような体制を乗り越えるところからまず出発している。……さらに、この図式を超えてこれらの諸地域に自分をアイデンティファイする定住市民の、自主と自立を基盤としてつくりあげる経済、行政、文化の独立性を旨とするものといえる。」⁽⁹⁾

「そう（地元利益主義——杉野）ではなくて、地域の住民の自発性と実行力によって地域の個性を生かしきる産業と文化を内発的につくりあげて、「下から上へ」の方向を打ち出してゆく。そしてそのために、場合によって国の統治・行政のあり方に軌道の修正をもちこむ。これが地域主義または地域分権というものだ。」⁽¹⁰⁾

「雇用というタテの関係がひろがり、地域間のヨコの連帯は急速に衰弱を加えてゆく。この現状を前にして、「地域主義」はなによりも地域共同体の構築をめざすことを提唱する。」⁽¹¹⁾

以上、われわれは玉野井氏の文章を一〇箇所にわたって引用してきた。これは玉野井氏が提唱する施策内容を

正しく捉えるための作業である。とはいえ、玉野井氏が提唱する内容は、そう新しいことでもないし、またそれほど深い理論的内容があるわけでもない。念のために、氏の提唱する内容を各引用文毎に要約すれば次のようになる。

- ① 権限委譲と自責を原則とした市町村レベルの地方制度の補強。
- ② 近代社会の経済的・行政的・社会的基礎の長期的な確立。
- ③ 多中心型社会への転換と分権的自治の確立。
- ④ 地域的個性と伝統と文化の多様化に満ちた国民的統一と国民生活の再生。
- ⑤ 新しい村づくりと第一次産業およびそれに結びつく伝統的在来産業の復位。
- ⑥ 地方小工業の構築。
- ⑦ 中間技術の利用。
- ⑧ 定住市民の自主・自立を基盤とした経済・行政・文化の自立。
- ⑨ 地域住民の自発性と実行力による地域個性を生かした産業・文化の構築。
- ⑩ 雇用関係にもとづかない地域共同体の構築。

要約したこれらの内容をさらに整理してみると、大きく二つの部類に分けられる。その一つは、「中央集権から地域分権へ」という地域主義の理念的方向であり、他は市場経済を脱却して地域共同体を構築するための諸施策である。

地域主義の理念的方向としては、すでにその定義について明らかにしたこととはほぼ同じである。くりかえしに

なるが、あえてその点を要約すれば、△地域的個性を背景としながら、独自の経済・伝統・文化の多様性を生かした地域分権的自治の自主的自発的確立▽ということになる。

こうした理念それ自体としてみれば、それが抽象的なものであるだけに、とりたてて問題とするほどのことではない。少くとも、地方自治体による各地域の振興政策の序文などによくみうけられる内容のものだからである。問題は、現代資本主義体制のなかで、こうした理念を「誰がどういう目的で」追求するのかという具体的内容なのである。現実の資本主義社会では、まさしく独占資本の暴力的な蓄積運動とこれに反対する勤労市民の多面的な要求運動とが敵対する関係にあり、これらを無視した抽象的な「地域の自立化」などということはおよそ無意味だからである。資本主義のもとにおける地域社会では、この階級の利害関係をめぐる対立がある以上、地域振興にかかわるイデオロギーもまたこの二つのいずれかの立場からなされざるをえないのである。この点についていえば、玉野井氏は地域主義をば「政治上の特定の主義・信条」とは無関係なものとし、これを抽象的に「地域を原則とする考え方」⁽¹²⁾であるとしている。そのことは氏が現実の階級対立の中で生活している地域住民を問題意識においていないからである。

およそ社会科学は、社会的諸関係を研究対象とするものであり、「住民のない地域」を研究対象や政策対象とすることはできないはずである。現実の地域社会をふまえるならば、そこにおける「階級矛盾」を総体的に問題としなければならないし、公害や生態系問題もまた地域住民の生命と健康をどう守っていくのかという視点から出発しなければならなかったのである。残念ながら、玉野井氏にはこうした地域における「階級矛盾」などという社会科学的な視点はないし、むしろ後にみるように批判的ですらある。また現実の地域社会がかかえている階

級的諸矛盾を正視することができないのであるから、「市場なき経済」を志向するといっても、非社会科学的な諸施策しか提起できなくなる危険性をもっている。以下の二つの節では、氏のいう「地域分権」と「市場なき経済」のために提起されている諸施策について検討を行うことにする。

- (1) 玉野井芳郎『エコノミーとエコロジー』、前出、五一ページ。
- (2) 玉野井芳郎「国家と経済」、前出、四五ページ。
- (3) 同前。
- (4) 同前書、四六ページ。
- (5) 玉野井芳郎『地域分権の思想』、前出、五ページ。
- (6) 同前書、一九五ページ。
- (7) 同前書、一九五～一九六ページ。
- (8) 同前書、一九八～一九九ページ。
- (9) 玉野井芳郎他編、『地域主義』、学陽書房、一九七八年、六～七ページ。
- (10) 同前書、七ページ。
- (11) 同前書、九ページ。
- (12) 玉野井芳郎『地域分権の思想』、前出、七六ページ。

第四節 「地域分権」論に対する批判

玉野井氏による「地域主義」の施策を要約整理すれば、次のようになる。

- ① 地方自治体への権限委譲。
- ② 市町村レベルの地方制度の補強。

「地域主義」に対する批判（上）（杉野）

- ③ 第一次産業およびそれに結びつく伝統的在来産業の復位。
- ④ 地方小工業の構築。
- ⑤ 中間技術の利用。
- ⑥ 地域共同体の構築。

あらかじめ注意しておくが、玉野井氏自身がこのように地域主義の施策を六点にわたって体系化しているわけではない。これは氏が随所でおこなってきた提唱をわれわれなりにまとめたものである。したがって、玉野井氏がこれ以外に別の施策を考えていることもありうるが、いまのところそれはわれわれの考察対象から除外される。

さて、これらの六点について検討をはじめると、玉野井氏はこれらの内容のすべてについて詳しく展開しているわけではない。したがってわれわれとしては、抽象的な提唱がもっている問題をたんに指摘するだけにとどめざるをえないばあいもある。なお、便宜上本節では「地域分権」にかかわる二つの施策について検討を行なう。

まず、第一の「地方自治体への権限委譲」について考察する。

国家独占資本主義のもとでは、国家権力を動員しながら暴力的な蓄積を独占資本はすすめる。国家権力の物質的基礎は国家の財政力であり、資本主義の全般的危機の深まりとともに国家は租税徴収権や公債発行権をはじめ管理通貨制度などの財政金融面における国家統制を強化する。国家独占資本主義のもとでは、もとより国家統制は、経済的諸統制のみならず社会のあらゆる面に及ぶ。この国家統制は中枢管理機構をつうじておこなわれる

が、これを地理的なシステム体系として捉えれば、首都に管理機能の中枢を集中させ、地方の拠点都市にその媒介機能を配置し、さらに全国の各地にその端末機能を配備するかたちをとっている。

国家機能の増大と共に国家財政は増大し、逼迫する。このため税財源を地方公共団体から削奪し、国家財政から地方公共団体への還元は相対的に減少する。このことが地方公共団体の財政力低下を生みだし、行政面における地方公共団体の独自の政策の施行をきわめて困難にしている。

現代資本主義のこうした特質をふまえているかどうかはともかく、玉野井氏が「地方自治体への権限委譲」を提唱するのは一定の理由がある。氏は、「自治体のほぼ七〇%を占める機関委任事務の問題がある。土木、教育、生活保護、児童福祉などの国民生活に直接かかわる地方行政の主要な活動について自治体は議決権も監査権も与えられていない⁽¹⁾」として、国からの中央統制を問題にしている。

機関委任事務制度もまた地方公共団体の自主的行政を困難にしている大きな原因である。国家行政と地方公共団体行政の事務的配分の問題は、それぞれの機能の特質をふまえて民主的におこなわねばならない。この課題が、地方自治の確立とかかわって提起されていることはいうまでもない。

だが、肝心なのは、地方公共団体が自主的な行政施策を行なうための財源をどう確保するかということである。このことに関する最近の新しい動向は、きわめて危惧すべき状況にある。

日本資本主義の高度経済成長の破綻は、長期的不況をはじめ、もろもろの社会的経済的矛盾を激化させ、それに対処すべき国家財政をいよいよ逼迫させた。かかる状況のなかで、独占資本は国家財政の動員を極限までおしすすめると同時に、地方公共団体の財政力まで根こそぎ動員しようとしている。地域経済の振興をめぐって、い

まや地方公共団体は、その行財政政策を地域住民本位の革新的立場にたつか、それとも独占資本本位の保守反動の立場にたつかという鋭い対立関係のなかにおかれている。地方公共団体がそのいずれの立場にたとうとも、財政的な裏づけのない政策施行はありえない。くりかえしていうように、問題はその財源をどう確保するかにある。いまかりに地方公共団体の権限が税財源の自由設定も含めて大巾に認められたとしても、この財源をどう確保していくかには二つの道がある。

地方公共団体が地域住民本位の政策をとるなら、大企業に対する税制上の優遇措置をいっさい廃止し、大企業の営業税や法人住民税というかたちでの税財源確保をはかり、地域住民に対する課税負担をできるだけ軽くするであろう。しかし、逆に独占資本本位の政策をとるならば、大企業に対しては税制上の優遇措置をとりつづけてその資本蓄積を援助するとともに、地域住民に対する大衆課税によってその収奪をよりいっそうおしすすめるであろう。したがって現体制のもとで地方公共団体の権限を強化することは両刃の剣となる性格をもっている。

玉野井氏が、地方自治体への権限委譲を提唱するとき、この財政的な裏づけを問題にしたのは当然であった。氏は、「この際、自治体に対し、細かく規制されている現行の補助金をできることなら自由財源として与えるか、それとももっと大まかにグループピングして与えるか、というふうに変えられないものか。」と述べて、地方自治体が当面している問題の所在を明確にしている。

たしかに地方公共団体の自由財源を確保する方法としては、ヒモのつかない国庫支出金地方交付税、地方譲与税の増大をはかることが考えられねばならない。われわれもそのこと自体には賛成である。だが、ここでも問題はそうしたことがいかなる状況のもとに可能になるかということ、肝心の地方公共団体がいかなる政策をとる

かということ抜きにしては論じられないのである。

玉野井氏は「できることなら」という仮定的条件を付しているが、現代の資本主義体制のもとでは、よほど地方公共団体の反動化がすすむか、あるいは地域住民の運動がよほど展開するかということがないかぎり、この仮定的条件は現実のものとならないであろう。つまり、このばあいでも、二つの道が考えられるのである。

その一つの道は、地方政治の反動化がすすみ、増大した自由財源を地方公共団体が反動的施策、すなわち独占資本の蓄積運動にプラスになるような社会経済的施策を行えるような状況になれば、この仮定的条件は現実になる可能性がある。しかし、このばあいには地域住民運動との対立は極めて激化するであろうし、運動それ自体に対してもよほど強力な弾圧が加えられることを前提としなければならない。

もう一つの道は、地域民主主義の前進とあわせて国政の革新がすすみ、社会経済的諸施策が地域住民の生活と権利にプラスとなるように民主的な方向でおこなわれるばあいである。しかし、このばあいには、国家権力の変革に対する国民的運動が展開され、かつ国政の民主化がある程度まで前進していることが前提となっているのであるから、もはや「中央集権」に対するたたかいとして「地域分権」が対立的に存在する余地はない。中央集権であっても、それが民主的であるかぎり、地域分権とは矛盾せず、地域における住民の諸要求に応えるようなきめ細かな施策がある程度まで可能であり、地方分権もまた民主的な形態をとることによって、ますます生かされることになるのである。

以上述べてきた二つの道を念頭におくならば、地方自治の確立と地域住民の生活と権利を守るためには、地域民主主義運動の進展とあわせて国政革新の運動が重要であるということがわかるであろう。

たんに「地方自治体への権限委譲」や「自由財源の増大」というような氏の抽象的な議論だけでは、この二つの道のいずれをとるのが明確にならない欠陥をもっているのである。

だが、この点になってくると玉野井氏の論理は急速に右施回し、体制擁護的な内容へと転落してしまう。

「権力の問題にしても、社会の各基層から立ち上がるさまざまな地域主義の運動は中央の権力に対して反権力の意志を表明するけれども、それだけではない。むしろ、中央から出発する権力構造の枠組みそのものを変えていくというところにポイントがある⁽³⁾。」

玉野井氏が「権力構造」をどう捉えているのかは不明確である。この点を措ておくとしても、氏の中心論点というのは、権力構造の民主的な変革にあるのではなく、むしろ権力構造の「枠組みそのもの」の変革にある。だから、独占資本本位の国家権力にたいする民主的な変革ではなく、中央集権か地方分権かといった権力機構のあり方に問題の中心点を氏はおいているのであり、われわれの問題意識とは明確に異なるのである。

玉野井氏の論理では、「地域分権」になったら、とにかくいろんな問題が解決することになるが、われわれの論理はそうではない。かりに「地域分権」になったとしても、そこでの施策が独占資本本位のものであれば現実の問題をなにも解決することなく、またそれは地域住民に対する搾取と収奪、そして諸権利の抑圧というかたちでいっそう問題を激化させるだけである。つまり、一言でいえば、「権力構造」の中味が、いいかえれば「地域分権」の階級的性格がここでは基本的な問題とされねばならなかったのである。たんに「地域を原則として考える」だけの没階級的な視角は、およそ社会科学とは無縁のものであり、そのかぎりで玉野井氏のいう「地域分権」も社会科学にはほとんど無意味な提唱にしかならないのである。

このことは、第二の「地方制度の補強」についてもあてはまる。たしかに、この「補強」ということに異論はないが、地方制度のいかなる部分の、またどのような方向での補強かという具体的な点になると、そう単純には肯首するわけにはいかない。つまり、現代資本主義のもとにおいては地域の政治経済をどう発展させるかという二つの道をめぐる問題が、最も基本的な問題であり、この問題を抜きにして、「補強」だけを論ずることは、余りにも形式論であり内容的にみてナンセンスである。

玉野井氏のばあいには、この「補強」は「公共経済の効率化」のためであり、「地域住民の利益をまもる」とか「地域行財政の民主化」といった視点は欠落している。だから、地方公共団体の制度的補強さえすれば、それが「独占資本の利益」になろうがなるまいが、いっこうにかまわないことになる。たしかに、地方行財政が真に地域住民の生活と権利を守り発展させるという点で、非効率であったことは事実である。しかしこれは、いかに地方公共団体が地域民主主義の立場にたつていようと、反動的な国家政策の効果を緩和し、その代替策として自主的民主的な諸施策を積極的に打ち出していくには、余りにも自主財源が少なすぎたことに起因しているのである。さらに氏もいうように細目にわたる法制上の規則や機関委任事務制度のために民主的な行政の遂行を困難にしたのである。だからといって、制度的補強をすれば民主的な行財政が地域民主主義の立場で遂行できるかといえはそうはならない。その前提として、民主的な地方公共団体が形成されているかどうかという基本的な問題があるからである。この点、玉野井氏は「地域を原則として考える」という抽象的な表現にとどまっており、そのかぎりで氏の「地域主義」も没階級でかつ観念的な発想だといわねばならないであろう。

以上、われわれは、地方行財政にかかわる「権限委譲」問題、地方制度の「補強」問題についてみてきた。こ

のことは、地域の「自立化」問題とも関連している。抽象的に地域の自立化といっても、その具体的内容が行財政の拡張による地方自治体の相対的な自立化にすぎないのであれば、これについても階級視点の欠落ということ、すなわち地域住民の生活と権利、あるいは生命と健康をどう守り発展させていくのかという視点が欠落しているという批判が当然にあてはまるであろう。そこで、われわれは、節を改めて、「市場なき経済」という地域住民の生活にかかわる「地域主義」の諸施策について検討していくことにしたい。

- (1) 玉野井芳郎『地域分権の思想』、前出、二五ページ。
- (2) 同前書、二五～二六ページ。
- (3) 玉野井芳郎、「可能性の経済体制の諸原理」、『地域主義の挑戦』、前出、一六ページ。